

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

定 款

2016年5月19日改訂

一般社団法人 全国消費者団体連絡会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人 全国消費者団体連絡会と称し、略称は全国消団連とする。英語名は Consumers Japan、英語略称は CJ とする。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都千代田区六番町15に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①消費者団体間の交流事業
- ②各種消費者政策や消費者問題に関する調査・研究・提言事業
- ③消費者団体を対象とした情報収集並びに情報提供事業
- ④消費者を対象とした普及・教育・啓発事業
- ⑤事業者を対象とした啓発事業
- ⑥消費者団体と行政、生産者団体、事業者団体、法律家、科学者等との交流事業
- ⑦消費者被害の防止や救済を目的とする基金の事務局機能
- ⑧当会の目的を達成するために必要なその他事業

第3章 会員

(種別)

第5条 当会に次の会員を置く。

(1) 正会員 以下の団体を正会員とする。

- ・全国的消費者組織及び地域単位の消費者連絡組織
- ・消費者問題に関わる非営利組織

(2) 賛助会員 当会の目的に賛同し事業を賛助するため入会した個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 当会の目的に賛同し、法人の行う事業に参加することを目的に正会員として入会しようとする団体は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 当会の目的に賛同し、事業を賛助することを目的に賛助会員として入会しようとする個人は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

3 正会員又は賛助会員の入会は、総会において定める入会及び退会規則(以下「入会及び退会規則」という。)に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、当会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規則に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 1年間分以上会費等を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、第18条第2項に定める総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員団体一つにつき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- ①各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- ②各事業年度の事業報告及び収支計算書等の承認
- ③理事及び監事の選任又は解任
- ④理事及び監事の報酬等の額
- ⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- ⑥会員の除名
- ⑦定款の変更
- ⑧合併
- ⑨解散及び継続
- ⑩残余財産の処分
- ⑪入会の基準並びに会費等の金額
- ⑫長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- ⑬事業の全部もしくは一部の譲渡
- ⑭前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第 15 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 14 条 当会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第 2 号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- (1) 請求の後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。
- (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。第 19 条の規定に基づいて総会に出席できない社員の書面もしくは電磁的方法による議決、又は代理人による議決の行使を行なう場合は、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の構成員から選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に

特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 役員等の責任の一部免除
- (6) 事業の全部の譲渡
- (7) 法人の継続
- (8) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することが出来る。

2 前項の場合における前2条(第17条及び第18条)の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び代表理事が、記名押印又は署名する。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 当会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、3名以上を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、「共同代表」と呼称する。

(理事及び監事の資格)

第25条 当会の理事は正会員の構成員と事務局から選任する。監事については、当会の正会員の構成員から選任する。ただし、監事について、必要があるときは、総正会員の過半数の賛成をもって、正会員の構成員以外のものから選任することを妨げない。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって各々選任する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、当会もしくはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 当該理事の配偶者
 - 当該理事の三親等以内の親族
 - 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 当該理事の使用人
 - 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 前項、前々項の規定については、監事も同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当会の業務執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、当会を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、理事より代表理事3名以上を選定する。
- 3 代表理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規則による。
- 4 代表理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当会の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。

- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、法令もしくはこの定款に違反する事実、又は著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が当会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第30条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項に定める総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第31条 役員に対する報酬等は、総会の議決によって定めた「役員報酬に関する規則」に基づいて支給する。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当会との取引

(3) 当会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第33条 当会は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 2 節 理事会

(構成)

第 34 条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 法人の業務執行の意思決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定および解職
- ④ 重要な財産の処分及び譲受け
- ⑤ 多額の借入金の決定
- ⑥ 事務局の組織及び運営
- ⑦ 専門委員会等、重要な組織の設置や廃止
- ⑧ 法人の運営を適正に実施するために必要な理事会運営規則等の決定や修正
- ⑨ 役員等の損害賠償責任の免除
- ⑩ 総会への提案事項の検討と整理、日時及び場所の決定
- ⑪ 会員の加入審査
- ⑫ 事業計画及び事業予算の修正

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第 33 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の解除の締結

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会又は臨時理事会の 2 種とする。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 28 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 2 項第 3 号の規定による場合は理事が、前条第 2 項第 4 号の規定による場合は監事が、理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、代表理事が互選でこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会については、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 44 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 計算(資産及び会計)

(事業年度)

第 45 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 当会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成して理事会の決議を経、毎事業年度開始後の定時総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録および会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および定時総会の承認を受けなければならない。

2 当会は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、決算報告書を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第 48 条 当会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第 18 条第 2 項に定める総会の決議によらなければならない。

2 当会が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第 49 条 当会の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、第 18 条第 2 項に定める総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 51 条 当会は、第 18 条第 2 項に定める総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 52 条 当会は、以下の事由により、解散することができる。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散の事由の発生
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 当該一般社団法人が消滅する合併をしたとき
- (5) 破産手続開始の決定があったとき
- (6) 解散命令又は解散の訴えによる解散を命ずる裁判があったとき

さらに、第 18 条第 2 項に定める総会の決議によって、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 53 条 当会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、もしくは国、又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 専門委員会等

(専門委員会等)

第 54 条 当会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、専門委員会等を設置することができる。専門委員会等はその成果を理事会に報告する。

2 専門委員会等の委員等は、理事会が正会員の構成員又は賛助会員から選任する。

3 専門委員会等の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 55 条 当会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、代表理事のうち 1 名が「事務局長」として常勤する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 57 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 当会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 当会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告の方法)

第 59 条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2014 年 3 月 31 日までとする。
- 2 当会の設立時社員は、次のとおりとする。
設立時社員 住所 東京都目黒区中根二丁目 13 番 18 号 (第百生命都立大学駅前ビル)
名称 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
設立時社員 住所 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 8 号
名称 日本生活協同組合連合会
- 3 当会の設立当初の役員は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
理事 伊藤慶子 岩岡宏保 矢野洋子 丸山善弘 飯田秀男 児玉紀子 吉川萬里子
田足井肇 長田三紀 松岡萬里野 古賀真子 山根香織 山内明子 河野康子
監事 北村祐司
- 4 当会の設立当初の代表理事は、第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
代表理事 河野康子
- 5 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。